



区報 新庄 注目トピック!

納期限内の賦課金納入にご協力をお願いします

土地改良区の運営は、皆様の賦課金によってまかなわれております。各地区の特別賦課金は、ほ場整備事業の償還、日常の施設管理、災害発生時のための基金の財源となりますので納期限内の賦課金納入をお願いいたします。

未納されますと、これらに支障をきたすことになります。令和6年度賦課金をまだ納めていただけていない方は、至急納入して下さるようお願いいたします。どうしても納期限までに一括納入できない場合は、事前に賦課徴収係にご連絡いただければ、分割納入等のご相談させていただきます。何の連絡もないまま未納されますと、令和5年度に引き続き、国税徴収法に準じて差押等の滞納処分をさせていただくことになります。

新庄土地改良区 ☎ 0233-22-3588

賦課金等コンビニ納付の追加について

この度、より便利で迅速なお支払い方法を提供するため、新庄土地改良区では令和7年度から賦課金などの納付を全国のコンビニエンスストアで行えるよう、コンビニ納付の導入を進めております。

これにより、従来の納付方法に加え、お近くのコンビニで簡単にお支払いいただけるようになります。コンビニ納付は、納期限内では24時間いつでもご利用可能で、時間や場所を問わず便利に組合員様の手数料負担なく、お支払いいただけるようになります。

詳細な案内については、ホームページに加え、納付書と一緒に、コンビニ納付のご利用方法が記載された案内も郵送いたしますので、しばらくお待ちください。

口座振替をご利用の方は、引き続き口座振替での納付をお願いいたします。

01

全国どこでも
利用可能



02

手数料
¥0

手数料不要!

03



お近くの
コンビニで完結!!

賦課金の口座振替、口座振込領収書発行の廃止について

賦課金を口座振替、振込で納付していただいている組合員の皆様について令和7年度より、経費削減や業務効率化を目的として、**領収書の発行を廃止**させていただくこととなりました。

お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

確定申告の際には毎年10月に送付しております賦課金通知書と通帳を照合して納付したことを確認できるため、問題はございません。

なお、何かご事情があり、領収書が必要な場合は、(0233-22-3588) までお手数ですがご連絡ください。

重要!

